

**又村 あおい 先生をお招きして
障害者差別解消法の学習会を行いました**

港育成園 濱田 芳菜

8月18日の学習会は、全国手をつなぐ育成会連合会政策委員で「手をつなぐ」編集委員の又村あおい氏に平成28年4月から施行されました、「障害者差別解消法」について講演して頂きました。

今回の講演では、「障害者差別解消法が制定された背景」、「障害者差別解消法の概要」、「差別解消法の施行でポイントになることは何か」の3点のお話がありました。

障害者差別解消法は、障害者基本法の理念〔第四条〕を具体化する法律です。第四条には、「社会的障壁の除去」という文言があります。社会的障壁とは、環境が障壁を作っていることで、その障壁により、障がいのある方が生活を妨げられていることをいいます。又村氏は、社会的障壁の除去に対して、「合理的配慮」が必要であることをお話しされていました。

例えば、身体が不自由で車椅子を利用している方が、施設や建物を利用する時、移動に困難な階段や段差などがあるとします。これら階段や段差が社会的障壁であり、社会的障壁をなくすためにエレベーターやスロープを取り付けることが合理的配慮です。

しかし、今の社会はエレベーターやスロープが取り付けられていないところが多いのが現実で、社会的障壁が障がいのある方にとって、生活の困難さを生んでいます。そこで、差別解消法では生活の困難さ(差別的取り扱い)を解消するために合理的配慮が求められており、そのための取り組みについて、行政機関等には義務とし、民間事業者には努力義務としています。

これ以外にも、障がいのない人が困ることなくできる事でも、障がいのある人にとっては、日常生活の中で困難を伴っている場合がある事を私たちは十分に認識する必要があります。そのうえで、私たちにできることは、障がいのある方の視点に立つことで、個々の実情に応じて、創意工夫や柔軟な対応を心がけることが必要です。そして、支援者の立場として障がいのある人に対しての工夫や配慮を社会に示していくことも必要とのことでした。

又村氏はこの法律は薬でいうと漢方のようにじわじわと効果が現れるものだと言います。具体的な罰則規定などはありませんが、一人ひとりが「合理的配慮」を意識し、それを積み上げていくことで法律の効果が徐々に浸透していくとのことです。

今回の学習会を通して、障害者差別に関して改めて

考える機会を頂きました。私も「合理的配慮」への理解を深め、実践していこうと思いました。



**第28回全国グループホーム等研修会に
参加しました**

メーブル 副主任 服部 剛志

平成28年7月21日から22日にかけて、福岡県福岡市において開催された「第28回全国グループホーム等研修会」に参加してきました。

1日目には、基調講演として筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授 小澤 温 氏より障害者総合支援法の見直しについて話がありました。

施設等から地域への移行について、グループホーム利用者が平成17年度の3.4万人から平成27年6月時点で10万人を超えました。各自治体では3年毎に障害福祉計画を作成することとしていますが、施設入所者の地域生活への移行を第4期(平成27~29年度)で平成25年度末の施設入所利用者の中から12%を目標としています。施設利用者数の削減は第4期でマイナス4%と設定していますが、ただ数を減らすということでは無く、「どのような方が施設を利用する必要があるのか?」、「(短期入所の枠で実質入所施設生活を送る“ロングショート”を利用せざるを得ないケースも多々ある現状から)どのように精査をして改善していくのか?」が課題とのことでした。障害者総合支援法の見直しについて、地域生活を支援する新たなサービスとして創設を検討されているのが「自立生活援助」です。支援施設やグループホーム等を利用して、一人暮らしを希望するがあと一歩後押しが必要な人への支援で定期的な訪問や相談対応が主な内容となります。当事者となる人をどうするのかは、今後の議論で検討していくとのことでした。地域社会における共生の実現に向けて、法律も整備されてきていますが、国として地域生活支援の今後の方向性をどうするのか課題であると説明されていました。

2日目は分科会となり、第4分科会「グループホームの仕事は楽しいよね!」に参加しました。

3名の発題者より発表があり、最初は宮崎県の巴会